



土木建築行政の概要

平成 26 年度

《別冊資料》

目 次

第1章 道 路

1 道路の概要	3
2 道路の整備方針	7
3 広島県道路整備計画 2011	8
4 平成 26 年度事業の内容	9
5 主要道路事業の内容	10
6 道路の維持管理	11

第2章 河川・ダム

1 河川の概要	15
2 河川の整備方針	16
3 河川整備計画の概要	17
4 ひろしま川づくり実施計画 2011 の概要	17
5 平成 26 年度事業の内容	18
6 河川の維持管理	18
7 水防	20
8 ダムの概要	21
9 ダムの整備方針	23
10 補助ダム建設事業	23
11 水源地域の整備計画	23
12 ダムの維持管理等	24

第3章 砂防・地すべり・急傾斜地

1 砂防事業の概要と整備方針	27
2 平成 26 年度事業の内容	29
3 砂防等の維持管理	30

第4章 海 岸

1 海岸の概要	33
2 海岸の整備方針	33
3 平成 26 年度事業の内容	34
4 海岸の維持管理	34

第5章 空 港

1 広島空港の概要	37
2 広島ヘリポートの概要	40

第6章 港湾・漁港

1 港湾の概要	43
2 漁港の概要	51
3 海域の管理	54

第7章 都市

1	都市行政の課題	57
2	都市行政の基本方針	57
3	都市計画の概要	59
4	都市環境の整備	63
5	宅地開発	64
6	街路事業	67
7	市街地開発事業等	69
8	公園事業	71
9	下水道事業	73

第8章 建築

1	施策方針	81
2	建築基準行政	81
3	建築協定	82
4	建築審査会	83
5	建築設計・工事監理業務の適正化	83
6	宅地建物取引業	84
7	県補助事業（耐震・がけ近）	85
8	福祉のまちづくりの推進	86
9	住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）受託業務	86
10	建築動態統計調査受託業務	87
11	省エネルギー計画書の届出業務	88
12	長期優良住宅の認定業務	88
13	低炭素建築物の認定業務	88

第9章 住宅

1	住宅事情の概要	91
2	住生活基本計画（広島県計画）の概要	94
3	県の主要住宅施策	96
4	住宅建設事業等	97
5	県営住宅の管理状況等	99

第10章 営繕

1	営繕工事の概要	103
2	魅力ある建築物創造事業	103
3	営繕工事の執行状況	105

第11章 災害復旧

1	災害復旧事業の概要	111
2	災害復旧事業の査定状況	111
3	広島県の主要災害（昭和20年以降）	112

第12章 公共用地・土地収用

1 公共用地の取得	115
2 公共事業における用地取得実績	117
3 土地収用制度の活用	118

第13章 建設業

1 建設業の構造改善	121
2 建設業の許可	121
3 経営に関する事項の審査	122
4 入札参加資格審査	122
5 指名業者の選定及び建設業者の育成指導	123
6 入札・契約制度の改善	123
7 建設工事の紛争処理	123
8 建設機械の打刻及び検認	124
9 浄化槽工事業の届出・登録	124
10 解体工事業者の登録	124
11 建設工事の統計調査	124

【参考資料】

1 平成26年度土木局関係事業負担率表	127
2 土木局の事務・権限移譲について	133
3 土木局関係行政委員会等	134

第1章 道路



主要地方道矢野安浦線 熊野黒瀬トンネル 開通式

1 道路の概要

本県の道路網は、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道としては31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

これらの一般国道20路線を主軸として、地方的幹線の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道61,858路線をもって道路網を形成し、その実延長は約28,660kmとなっている。

この道路網に加え、県境を越えた広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が開通している。

現在整備中の高規格幹線道路としては、中国横断自動車道尾道松江線（平成26年度暫定2車線で全線供用予定）、東広島・呉自動車道（平成26年度暫定2車線で全線供用予定）がある。

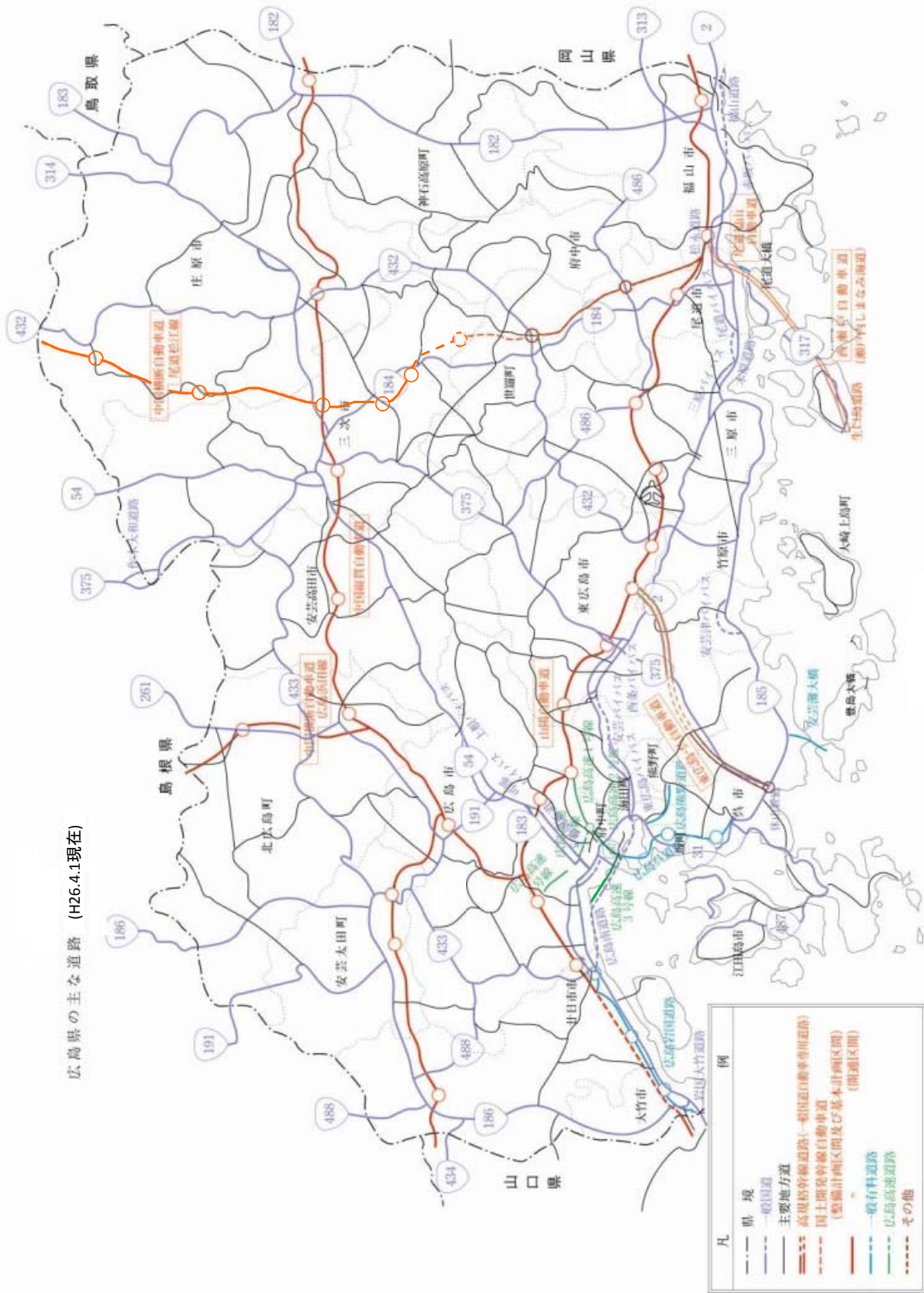
また、県土の均衡ある発展のため、地域高規格道路の整備を促進しており、これまでに、県内では「計画路線」として江府三次道路、東広島高田道路等の12路線、「候補路線」として、益田廿日市道路等の4路線が指定されている。

一方、広島都市圏において定時性、高速性機能の強化を図る観点から、平成9年に広島高速道路公社を県・市共同で設立し、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線を供用し、残る5号線について事業を進める。

(1) 道路の管理区分

区分		道路の種類	路線の指定設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考
		高速自動車国道	内閣	西日本高速道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法	
一般国道	本州四国連絡道路	内閣	内閣	本州四国連絡高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
		指定区間	内閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
	指定区間外	広島市の区域外	内閣	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広島市の区域	内閣	広島市	道路法第5条 " 第17条	
		有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
県道	下記以外	知事	県	道路法第7条 " 第15条		
	有料道路	知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法		
	広島市の区域	知事	広島市	道路法第7条 " 第17条		
	三次市の区域の一部	知事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線	
市町道	下記以外	市町長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法及び半島振興法による道路管理の代行(県)がある。	
	有料道路	市町長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法		

広島県的主要な道路 (H26.4.1現在)



(2)道路の現況

道路種類別道路現況

平成25年4月1日現在

道路の種類	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	資産長	実延長の内訳										トンネル				遊歩場		立体構断施設	道路面積											
						規格改良・未改良内訳			路面の内訳				橋梁の内訳			永久橋		トンネル		交差との交差														
						規格改良済	未改良	交通動向不明	改良率	舗装道	砂利延長 タビ	舗装率	幅員	延長	幅員	延長	幅員	延長	幅員	延長	幅員			平面交差	立体交差									
																										歩道	延長	幅員	延長	幅員				
総数	62,244	30,374	1,171	178	29,020	157	99	3,300	63.3%	156	1	139	2	208	2	405	5	4	5	4	210	855	666	2	7	30	4,102	1,372	178.18					
常盤自動車道	5	360			360																													
一般国道	20	1,901	392	2	1,503	55	46	51	96.6%	55	1	53	1		53	1					56	4	42			19	954	253	19.07					
指定区間	11	549	128		420				100.0%	420		573	44		573						31	3	34			272	173	7.22						
国土交通大臣管理	11	496	128		367				100.0%	367		448	25		448						27	3	30			269	110	6.13						
西日本高速道路株式会社管理	2	32			32				100.0%	32		100	12		100						4	3												
本州四国連絡高速道路株式会社管理	1	21			21				100.0%	21		25	7		25						1	1				3								
指定区間外	18	1,352	264	2	1,082	55	46	51	83.5%	55	0	884	29		884						25	43	8			19	682	80	11.85					
広島県管理	18	1,234	240	2	993	49	40	48	95.2%	49	0	807	27		807						23	43	6			623	60	10.80						
広島市管理	7	118	25		90	6	87	3	97.1%	90		77	2		77						2	2				59	20	1.05						
広島県道路公社管理																																		
県道	361	4,052	349	3	3,700	114	12	54	52.4%	101	1	86	1		86					4	1	3			11									
主要地方道	76	1,761	153	0	1,609	62	33	167	52.7%	61	1	56	1		56					1	0	1			8									
広島県管理	68	1,493	118		1,375	62	33	30	52.7%	61	1	56	1		56					1	0	1			8									
広島市管理	16	264	35	0	228	185	44	1	80.9%	228	1	221	5		221					5	5	14			111									
広島県道路公社管理	2	5			5				100.0%	5		4	2		4						1	1				2								
一般県道	285	2,291	196	3	2,091	46	21	19	52.1%	40	0	30	1		30					3	1	2			3									
広島県管理	245	1,960	162	0	1,798	40	21	19	52.1%	40	0	30	1		30					3	1	2			3									
広島市管理	35	197	16	3	178	129	49	4	72.3%	175	3	153	5		153					2	0	6			64									
三次市管理	20	102	18		83	67	16		80.9%	83		51	1		51						1	3	4			32								
広島県道路公社管理	3	32			32				100.0%	32		87	12		87						3	2				2								
市町道	61,858	24,061	430	173	23,457	13,428	10,030	3,280	57.2%	20,808	2,649	16,065	186	204	2	15,861	184	100	18	738	527	2	7	1,753	77	1,753	77	119.66						
1級市町道	1,221	2,772	38	38	2,697	2,215	481	60	82.1%	2,597	100	1,781	30	4	0	1,777	30	27	5	97	69			547	20	547	20	19.69						
2級市町道	1,685	2,319	20	9	2,291	1,492	798	121	65.1%	2,134	157	1,605	20	6	0	1,599	20	11	1	92	37			145	4	145	4	12.00						
その他市町道	43,769	14,960	189	71	14,693	7,083	7,610	2,285	48.2%	12,545	2,148	10,262	93	151	1	10,111	92	53	3	379	331	2	7	493	11	493	11	64.19						
1級広島市道	521	387	21	1	365	263	102	59	72.1%	352	12	337	9		337					0	31	12			121	24	3.87							
2級広島市道	408	258	6	1	251	148	104	72	58.8%	230	21	211	3		211					18	3			41	2	41	2	1.47						
その他広島市道	14,252	3,341	156	48	3,137	2,203	684	684	70.2%	2,927	211	1,818	22	43	0	1,775	21	6	1	121	74			406	16	406	16	18.24						
広島県道路公社管理	2	23		6	23				100.0%	23		51	10		51						8	1				26								
広島県管理合計	334	4,687	519	2	4,166	3,398	768	13	81.6%	4,139	26	3,060	71	4	3,056	71	168	47	96	48					1,808									

1 単位 km.km。 2 有料道路を含む。 3 上段はダブルウェイ旧道の敷地内敷。 4 舗装スタビライザは含まない。 5 道路面積は道路部面積。 6 西日本高速道路株式会社管理は国土交通大臣の権限の代行。 7 歩道等設置延長は設置道路延長。 8 セロ表示は単位以下の数値があることを示す。 9 路線数のうち総延長は実延長と表示している。 10 県道の路線数については、区間決定未了路線を含む。 11 各数値は実数値を四捨五入している。

建設事務所(支所)別広島県管理道路現況

平成25年4月1日現在

建設事務所(支局)	一般国道(指定区間外)						主要地方道						一般県道						合計								
	実延長	改良済		舗装率		実延長	改良済	舗装率		実延長	改良率		舗装率		実延長	改良率		舗装率		実延長	改良率		舗装率				
		延長	率	延長	率			延長	率		延長	率	延長	率		延長	率	延長	率		延長	率	延長	率	延長	率	延長
西部	52,983	50,136	94.6%	52,983	100.0%	2,346	1,498	63.8%	2,346	100.0%	1,480	555	37.5%	1,480	100.0%	3,825	2,053	53.6%	3,825	100.0%	364,706	309,364	84.8%	361,451	99.1%		
呉	10,526	9,356	88.8%	10,526	100.0%	1,157	627	54.1%	1,157	100.0%	3,549	3,356	94.5%	3,549	100.0%	15,232	13,339	87.5%	15,232	100.0%	100,381	79,838	79.5%	100,381	100.0%		
廿日市	5,087	5,087	100.0%	5,087	100.0%	8,537	8,537	100.0%	8,537	99.6%	2,963	2,718	91.7%	2,963	100.0%	16,586	16,341	98.5%	16,586	99.8%	37,995	37,995	100.0%	37,995	100.0%		
安芸太田	1,848	1,401	75.7%	1,848	100.0%	1,090	782	71.7%	1,090	100.0%	1,775	79	4.4%	1,775	100.0%	4,713	2,262	47.9%	4,713	100.0%	164,534	153,032	93.0%	156,110	94.8%		
東広島	4,411	4,206	95.3%	4,411	100.0%	9,129	3,870	42.3%	9,059	99.2%	4,887	1,934	39.5%	4,887	96.1%	18,426	10,009	54.3%	18,426	98.5%	95,430	95,225	99.7%	95,430	100.0%		
東部	191	191	100.0%	191	100.0%	9,642	4,700	48.7%	9,254	95.9%	9,968	5,564	55.8%	9,968	99.1%	19,801	10,454	52.7%	19,801	97.6%	102,156	102,153	99.9%	102,156	100.0%		
三原	10,910	7,378	67.6%	10,910	100.0%	19,497	6,883	35.3%	19,144	98.1%	10,879	5,668	52.0%	10,879	100.0%	41,287	19,929	48.2%	41,287	99.1%	183,272	178,038	97.1%	183,272	100.0%		
北部	11,886	8,558	71.9%	11,886	100.0%	2,860	2,326	81.3%	2,860	100.0%	624	250	40.0%	624	100.0%	15,369	11,134	72.4%	15,369	100.0%	101,381	94,131	92.8%	101,381	100.0%		
庄原	3,728	3,563	95.5%	3,728	100.0%	7,876	3,455	43.8%	7,876	100.0%	3,762	638	16.9%	3,762	100.0%	15,365	7,656	49.8%	15,365	100.0%	154,336	154,008	99.7%	154,336	100.0%		
合計	48,586	39,739	81.7%	48,586	100.0%	62,133	32,677	52.5%	61,294	98.6%	39,886	20,762	52.0%	39,886	99.3%	150,604	93,177	61.8%	150,604	99.2%	992,469	944,556	95.1%	983,985	99.1%		
						1,375,070	1,251,849	91.0%	1,371,549	99.7%	1,798,070	1,201,434	66.8%	1,783,692	99.2%	4,165,610	3,397,840	81.5%	4,139,226	99.3%							

(注) 1 単位 km。 2 上段はダブルウェイ旧道の数値で内数。 3 舗装率にスタビライザを含まない。 4 広島県道路公社及び広島高速道路公社が権限を代行する区間を除く。

5 各建設事務所(支所)の数値及び合計値はそれぞれ実数値を四捨五入している。

2 道路の整備方針

広島県の中四国地方における中枢性の向上及び教育や医療などの県民生活の支援はもとより、産業再生や市町村合併などの新たな課題を解決し、「元気な広島県」を実現するため、平成12年度に策定した広島県新道路整備計画に基づき整備を進めてきたが、財政健全化に向けた「新たな具体化方策」が示されるなど道路事業を取り巻く環境変化に対応するため、平成19年度において整備計画の改定を行い、道路特定財源等の問題に伴う事業評価の見直しを経て、平成22年4月に「広島県道路整備計画2008」として公表した。その後、平成22年10月に策定された「ひろしま未来チャレンジビジョン」や平成23年3月に策定された「社会資本未来プラン」を受け、「広島県道路整備計画2008」を改訂し、平成23年10月に「広島県道路整備計画2011」を策定した。

(1) 高規格幹線道路

昭和57年度中国縦貫自動車道、平成3年度中国横断自動車道広島浜田線、平成5年度山陽自動車道の県内全線開通などにより高速道路ネットワークの整備は、比較的高水準にある。

さらに今後は、圏域間や県境を越えた広域交流ネットワークを形成するため、中国横断自動車道尾道松江線、東広島・呉自動車道の早期全線開通に努める。

なお、中国横断自動車道尾道松江線の施行主体は、平成15年度に日本道路公団から国土交通大臣に切り替わった。

(2) 一般国道

地域間交流の円滑化、地方における定住基盤の充実などを図るため、都市部の渋滞対策となるバイパス整備などの二次改築及び大型車の離合不能区間など未改良区間の一次改築を中心に整備を進める。

(3) 地方道

高速道路や一般国道と一体となった道路網を形成するため、地域拠点を結ぶ幹線道路を中心に、体系的に整備を進める。

また、日常生活の基盤となる市町道については、幹線市町道を中心に整備促進を図る。

(4) 施策別の道路

① 都市圏自動車専用道路の整備

広島都市圏における自動車専用道路である広島高速道路については、現在、広島高速1号線6.5km、広島高速2号線5.9km、広島高速3号線7.7km、広島高速4号線4.9kmを供用し、平成26年度は、広島高速5号線の整備を促進する。

② 地域高規格道路の整備

高規格幹線道路網を補完し、地方生活圏中心都市と臨空都市圏の連結及び県外との連携を強化するため、「広島県広域道路整備基本計画」における「交流促進型広域道路」の中から、国の指定を受けた地域高規格道路の整備を進める。

地域高規格道路は、平成6年度及び平成10年度に県内16路線が指定を受けている。

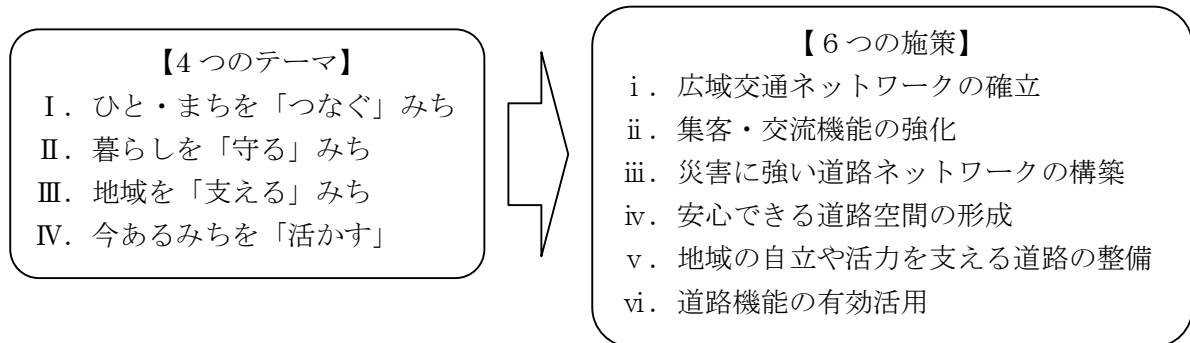
このうち、県施行分について、本年度は福山環状道路、東広島高田道路の整備を推進する。

3 広島県道路整備計画2011（計画期間：平成23年度～平成26年度（4年間））

① 概要

本県が直面する課題である「広域交通ネットワークの構築」、「産業活動への支援」、「安全・安心な道づくり」、「都市部・中山間地域の課題（都市部の渋滞、中山間地における集落維持の深刻化）」、「限られた予算と既存施設の有効活用」及び「更新時代への対応」に対応するため、「社会資本未来プラン」で示された社会資本マネジメントの基本方針に従い、「広島県道路整備計画2011」を策定した。

次の4つのテーマと6つの施策のもと、道路を総合的にマネジメントする計画として推進する。



② 事業評価の実施と優先度の明確化

「事業熟度」や「費用対効果」(B/C)、「施策への貢献度」による客観的な事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

③ 道路再生改良事業の実施

評価の低い箇所の中で、市町の要望が強く一定の効果が見込める箇所について、新設と維持修繕の中間的な位置づけである「再生改良」という考え方を導入し、当面の交通課題が解消できる程度の局所的な改良を実施する。

（事業例：通行支障箇所の局部改良（法起し法切・待避所設置）、右折レーンの新設・延伸）

4 平成26年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予算額	事業内容等
公	交通安全施設等整備事業		1,663,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		1,666,000	一般国道191号(安芸太田町)ほか24箇所
	除雪事業		190,000	県管理道路の除雪費
	道路改良事業		9,925,000	一般国道487号(呉市)ほか73箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
共	計		13,468,000	
修繕維持	道路改修費		7,479,515	県管理道路の維持修繕工事等
	計		7,479,515	
単独	交通安全施設等整備事業		471,120	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵, 区画線等の設置
	道路改良事業		3,790,768	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		30,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査, 交通センサス等
	道路改良関連事業費		2,000	橋梁整備工事に係る電気, ガス管等の添架工事
	計		4,293,888	
その他	広島高速道路公社出資金・貸付金		425,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	市町土木工事受託費		140,517	市町事業の受託工事に係る経費 主要地方道東広島白木線改良工事ほか7箇所
	行政財産管理費		2,000	廃道敷地の売払いのための費用
	サイクリングロード推進事業		18,000	ナショナルサイクリングロード整備計画, 認定路線標識等整備
計		585,517		
県事業計			25,826,920	
直轄国道改修費等負担金			7,428,167	一般国道2号, 54号, 183号, 185号, 375号及び中国横断自動車道尾道松江線の改築
計			33,255,087	

事業名		区分	当初予算額	説明
担債行為	工事請負契約関係		限度額 2,631,000千円 期間 平成27年度	主要地方道岩国大竹線道路改良事業ほか4件
	債務保証関係		限度額 6,542,426千円 期間 平成26~46年度	広島高速道路公社 6,542百万円

5 主要道路事業の内容

(1) 高規格幹線道路の整備

区 分	中国横断自動車道 広島浜田線	中国横断自動車道 尾道松江線	中国縦貫自動車道	山陽自動車道	東広島・呉自動車道
事業主体	西日本高速道路 株式会社	国土交通省	西日本高速道路 株式会社	西日本高速道路 株式会社	国土交通省
事業期間	昭和48年度～	平成3年度～	昭和41年度～	昭和47年度～	平成3年度～
区 間	広島市～浜田市	尾道市～松江市	吹田市～下関市	吹田市～下関市	東広島市高屋町～ 呉市阿賀中央五丁目
総延長	71km (県内34.6km)	137km (県内約86km)	543km (県内143.3km)	489km (県内143.0km)	32.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
平成26年度 事業費	—	5,570百万円	—	—	6,520百万円
平成26年度 事業内容	—	工事・用地補償等	—	—	工事

(2) 一般国道・地方道の整備

① 一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福山道路	松永道路	安芸バイパス	東広島バイパス	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路
事業主体	国土交通省						
事業期間	平成13年度～	昭和43年度～	平成7年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～	平成15年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	福山市神村町～ 尾道市高須町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方町～ 岩国市山手町	尾道市福地町～ 三原市糸崎町
総延長	16.5km	7.1km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km	3.8km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
平成26年度 事業費	740百万円	970百万円	1,320百万円	990百万円	170百万円	2,210百万円	1,100百万円
平成26年度 事業内容	用地買収等 (長和IC～ 赤坂IC)	4車線化工事	調査設計 工事・用地買収	調査設計・工事	調査	調査設計・ 用地買収	用地買収・ 調査設計・工事

② 広島高速道路の建設促進

区 分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事業主体	広島高速道路公社 (平成9年6月3日設立)				
事業期間	平成9年度～				
区 間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総延長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車線数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
平成26年度 事業費	—	—	—	—	1,700百万円
平成26年度 事業内容	—	—	—	—	工事, 調査設計

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4,166 k m である。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、法面斜面の落石防止や橋梁・トンネルの補修等の事業を計画的に実施している。

平成 26 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	法面斜面の落石防止, トンネルの補修等の防災対策(安全な道路の確保)	1,541,000
	舗装道補修	舗装道補修, 沿道環境の保全等(安全で快適な交通環境の確保)	900,000
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持, 道路環境保全, 電力料等	4,989,073
	道路管理費	道路保険, 公物管理, 台帳付図修正事務等	49,442
		合 計	7,479,515

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

平成 25 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	13	15	10	22	51	42	46	22	14	235

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

平成 25 年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
道路改築承認	33	29	10	23	82	73	61	14	16	341	
道路占用許可	新規	254	220	106	132	482	551	370	126	2,442	
	更新	207	94	75	105	251	163	310	82	1,459	
道路工事施工命令	38	81	40	62	211	153	182	62	108	937	
特殊車両 通行許可	新規	79	50	15	3	151	256	171	186	71	982
	更新	15	25	6	0	25	69	133	2	13	288
	協議	662	452	189	316	1,284	106	599	279	143	4,030
小計	1,288	951	441	641	2,486	1,371	1,826	751	724	10,479	
境界立会	45	53	30	22	56	148	75	26	13	468	
境界確定協議	25	37	10	21	43	106	59	12	4	317	
小計	70	90	40	43	99	254	134	38	17	785	
境界確定証明	5	1	0	0	2	19	27	0	0	54	
その他各種証明	0	6	0	0	6	11	5	3	1	32	
小計	5	7	0	0	8	30	32	3	1	86	
計	1,363	1,048	481	684	2,593	1,655	1,992	792	742	11,350	

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動団体（マイロード団体）」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成 12 年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援（奨励金交付）事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・緑化活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○平成 25 年度末現在の認定団体数等

500 団体（参加人員 19,544 名 活動延長 516.0 km）

第2章 河川・ダム



地震・高潮対策河川事業 二級河川本川水系 本川(竹原市)



野間川ダム全景 (三原市・尾道市)

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか4水系の368河川、流路延長は2,442.6kmで、二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川、流路延長は627.7kmとなっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が194河川あり、その流路延長は183kmとなっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

(2) 河川の現況

(H26.4.1現在)

水系名	県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川		
	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.679			2	2.679
	単独河川	30	68.377			30	68.377
計	137	627.657			137	627.657	
合計	499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288	

2 河川の整備方針

治水事業は県民の生命と財産を守る最も根幹的な事業である。これまで河川改修やダム建設事業で治水施設の整備を着実に進めてきたが、平成25年度末における河川改修率は39.5%に過ぎない状況であり、河川の氾濫や台風等による高潮により人命や財産に大きな被害を与える恐れのある河川が未だ改修されないまま多く残っている。

平成16年の台風16・18号による高潮では、竹原市や福山市などの河川において甚大な家屋浸水被害を受け、平成17年の台風14号による豪雨では県西部、平成18年の台風13号による豪雨では県北西部を中心とした河川の氾濫で沿川に著しい被害が発生、平成22年7月の梅雨前線豪雨では庄原市で局地的豪雨が発生し、狭いエリアに甚大な被害を及ぼした。

平成26年度においては、これらの未改修河川や治水安全度確保の必要な河川について、河川環境に配慮しながら、重点的かつ計画的な施設整備に努めるとともに、洪水等の住民への情報伝達として重要な水防テレメータシステムの機能更新などソフト対策も併せて進める。

(1) 総合的な治水対策

広島都市圏、備後都市圏等都市化の著しい流域内の河川については、都市の発展と成熟の状況に応じた治水安全度を確保するため、従来の河道改修に加え流域内に貯留施設等の整備を行い、総合的な治水対策事業を積極的に進める。

新安川（広島市）、手城川（福山市）等

(2) 地域振興プロジェクトに関連する河川改修

西風新都及び高度技術工業集積地域等のプロジェクトや高規格幹線道路等に関連する河川について、その開発に応じた治水安全度の確保を図る。

特に、良好な住宅や宅地の供給促進のために整備を促進すべき河川については、住宅市街地基盤整備事業を活用し早期改修に努める。

安川（広島市）

(3) 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において高潮堤や防潮水門を整備する。

京橋川・猿猴川（広島市）、羽原川（福山市）

(4) 多自然川づくりと良好な水辺づくり

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とし、また、地域の人々が河川空間を憩いの場や自然に触れ合う場として活用できるよう、親しみやすい川づくりに努める。

魚がのぼりやすい川づくり 沼田川（東広島市）

3 河川整備計画の概要

(1) 背景

平成9年度に河川法の改正が行われ、河川管理の目的に従来の「治水・利水」に加え、「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。これに併せて河川計画制度が改められたため、これまでの「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める「河川整備基本方針」と具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の策定を進めている。

(2) 河川整備計画の概要

① 河川整備計画で定める事項

- ・ 治水・利水・環境の現状と課題
- ・ 治水・利水・環境に関する河川整備の目標
- ・ 河川工事の目的，種類，施行場所
- ・ 河川の維持の目的，種類，施行場所
- ・ 地域や関係機関との連携に関する事項

② 策定状況

県管理河川を対象として、過去の浸水被害の状況等をふまえ、15水系（19ブロック）について平成12年度から策定を行っている。

4 ひろしま川づくり実施計画2011の概要（平成23年～平成27年）

(1) 基本方針

本県の河川事業が取り組むべき課題である「防災・減災対策の充実・強化」，「気象状況の変化」，「維持管理・更新時代への対応」，「河川環境の保全と川らしさの復元」，「地域活性化のための賑わいづくりへの対応」に対応するため、5つの施策の柱を設定する。

(2) 施策

- ① チャレンジⅠ：災害の防止・軽減対策の充実・強化
 - ・ 事業評価の実施と優先度の明確化
 - ・ 再度災害防止のための緊急対応
- ② チャレンジⅡ：自助，共助，公助による地域防災力の向上
 - ・ ソフト対策による災害対応力と地域防災力の向上
- ③ チャレンジⅢ：既存施設の適確な運用・管理による安心・安全の継続
 - ・ 既存施設の適確な運用・管理，維持管理費の平準化と創意工夫による維持管理コストの縮減
- ④ チャレンジⅣ：河川環境の保全と川らしさの復元
 - ・ 水辺の魅力復元と多自然川づくり
- ⑤ チャレンジⅤ：水辺空間を利活用した賑わいづくり
 - ・ 水辺空間の利活用の促進

5 平成26年度事業の内容

(1) 事業種別事業内容

(単位：千円)

事業名		予算額	説明	
河川事業	公共	河川改修事業	1,866,000	手城川(福山市)ほか25箇所の護岸, 築堤等工事
		都市小河川改修事業	36,000	小河原川(広島市)の護岸工事等
		高潮対策事業	436,000	京橋川・猿猴川(広島市)ほか2箇所の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	21,000	
		市町河川事業指導監督費	620	
		小計	2,359,620	
	単独	河川改良事業	1,323,066	浸水個所の再度災害防止, 災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備
		小計	1,323,066	
		その他	市町土木工事受託費	116,356
		小計	116,356	
合計		3,799,042		

(2) 主要河川事業の内容(国直轄河川改修事業の工事概要)

① 太田川

昭和7年度から太田川放水路工事に着手され, 昭和42年度に概成し, 広島市街地を洪水から守っている。

平成13年度には, 支川滝山川で温井ダムが完成している。

現在は, 高潮対策事業として天満川(観音地区)の高潮堤防の整備や, 流域治水整備事業として矢口地区の排水機場のポンプ増設が行われている。

② 江の川

昭和28年から八千代町下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ, 昭和48年度には土師ダムが完成し, 洪水調節等に大きな役割を果している。

平成18年度には, 馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成している。

現在は, 上流部において, 堤防整備が行われている。

③ 芦田川

大正12年から昭和41年にかけて中下流部の掘削築堤が実施され, 河道は概成している。

平成9年には, 八田原ダムが完成し, 洪水調節が行われている。

現在は, 上流部において, 流下能力確保のため河道掘削が行われている。

④ 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手され, 中下流部の河道は概成している。

また, 平成2年度には, 弥栄ダムが完成し, 洪水調節が行われている。

現在は, 中流部の狭さく部の流下能力確保のため堤防整備等が行われている。

6 河川の維持管理

(1) 河川の維持

県が管理している河川は, 一級河川, 二級河川合わせて499河川, 流路延長2,742.9kmである。

河川のもつ治水, 利水, 親水機能が十分果たせるよう利用調整するとともに, 老朽護岸の修繕や河床堆積土砂の掘削を実施している。

平成26年度河川維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削，除去	1,926,151
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

(2) 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（平成 25 年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計	
河川法許可（20条）	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3	
河川法許可（23条）	新規	1	0	0	0	1	0	1	1	0	4
	更新	9	1	0	11	6	0	4	11	5	47
河川法許可（24・26・27条）	331	57	35	46	225	166	183	86	69	1,198	
河川法許可（24条）	更新	342	38	43	86	104	137	156	73	56	1,035
河川法許可（34条）	12	0	0	0	9	1	8	0	4	34	
普通河川等の工事許可	141	0	43	29	2	2	30	4	2	253	
小 計	836	96	121	172	348	306	383	176	136	2,574	
境界立会	76	19	7	8	22	56	16	7	7	218	
境界確定協議	35	5	3	1	9	34	11	5	5	108	
小 計	111	24	10	9	31	90	27	12	12	326	
境界確定証明	4	0	0	0	0	8	1	0	0	13	
小 計	4	0	0	0	0	8	1	0	0	13	
計	951	120	131	181	379	404	411	188	148	2,913	

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成10年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成12年度から平成22年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また、河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している6河川について、河川区域内の土地に捨てたり放置してはならないものとして船舶を指定し、罰則の適用対象とした（平成26年4月11日から施行）。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めているところである。

また、河川における住民やNPO法人等の河川清掃美化ボランティア活動への参画気運を高めるよう、活動を行う住民やNPO法人等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定する広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）を平成14年度より実施している。

今後とも、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援し、地域での行政と住民との協働体制づくりを推進する。（平成25年度末現在認定団体数 301団体）

7 水 防

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木局に水防県本部を、また各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

(1) 水防活動

市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所への周知を図っている。平成26年度の重要水防箇所は次のとおりである。

区 分	所轄事務所数	重要水防箇所		備 考	
		箇所数	延長 (km)		
直轄管理	3	(232)	520	234.20	()は、工作物を重要水防箇所に指定したもので、外書き
県管理	10		353	454.74	
合計	13	(232)	873	688.94	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

(2) 洪水予報の運用開始

平成13年の水防法の改正により、県と気象台が共同で洪水予報を行うことができるようになったことを受け、平成16年度より沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、引続き、迅速な水防活動や、住民の避難を支援していく。

【経緯及び概要】

平成13～15年度 洪水予測システムの構築

平成16年度 洪水予報河川の指定及び洪水予報の開始

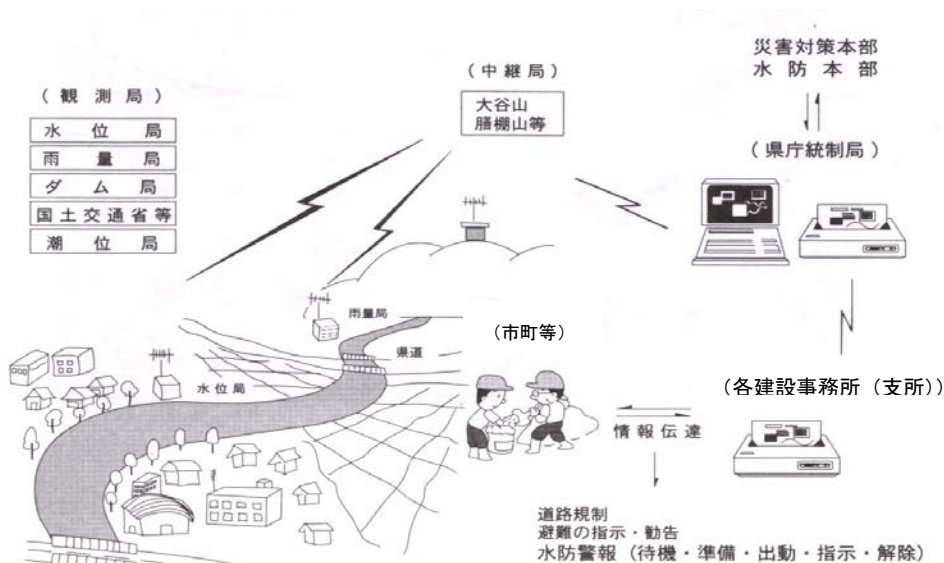
洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

(3) 河川防災情報システムの活用

災害の原因となる雨量・水位等水防情報の収集、伝達、処理は従来から人の作業に頼っており、多大な時間と労力を要していた。

迅速・的確な情報連絡体制の確立が緊急の課題となり、主要河川における水防情報収集の自動化及び情報処理の機械化を実施することとし、水防テレメータシステムを整備した。

平成22年度からは、従来の水防テレメータシステムを統合し、後継となる広島県河川管理情報システムの構成要素の一つである河川防災情報システムへ移行し、防災情報の充実を図っている。



河川防災情報システムの構成

8 ダムの概要

近年、県民を洪水災害から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源の確保が強く望まれている。

こうした観点から、現在建設中のダムの早期完成を図るとともに、地域に密着した局地的な水源確保に効果的な生活貯水池の建設事業を推進する。

一方、ダム建設に伴い著しい影響を受ける地域については、その影響を緩和するため、水源地域の整備計画の作成やその実施に努めるとともに、関係住民の生活再建策を講じている。

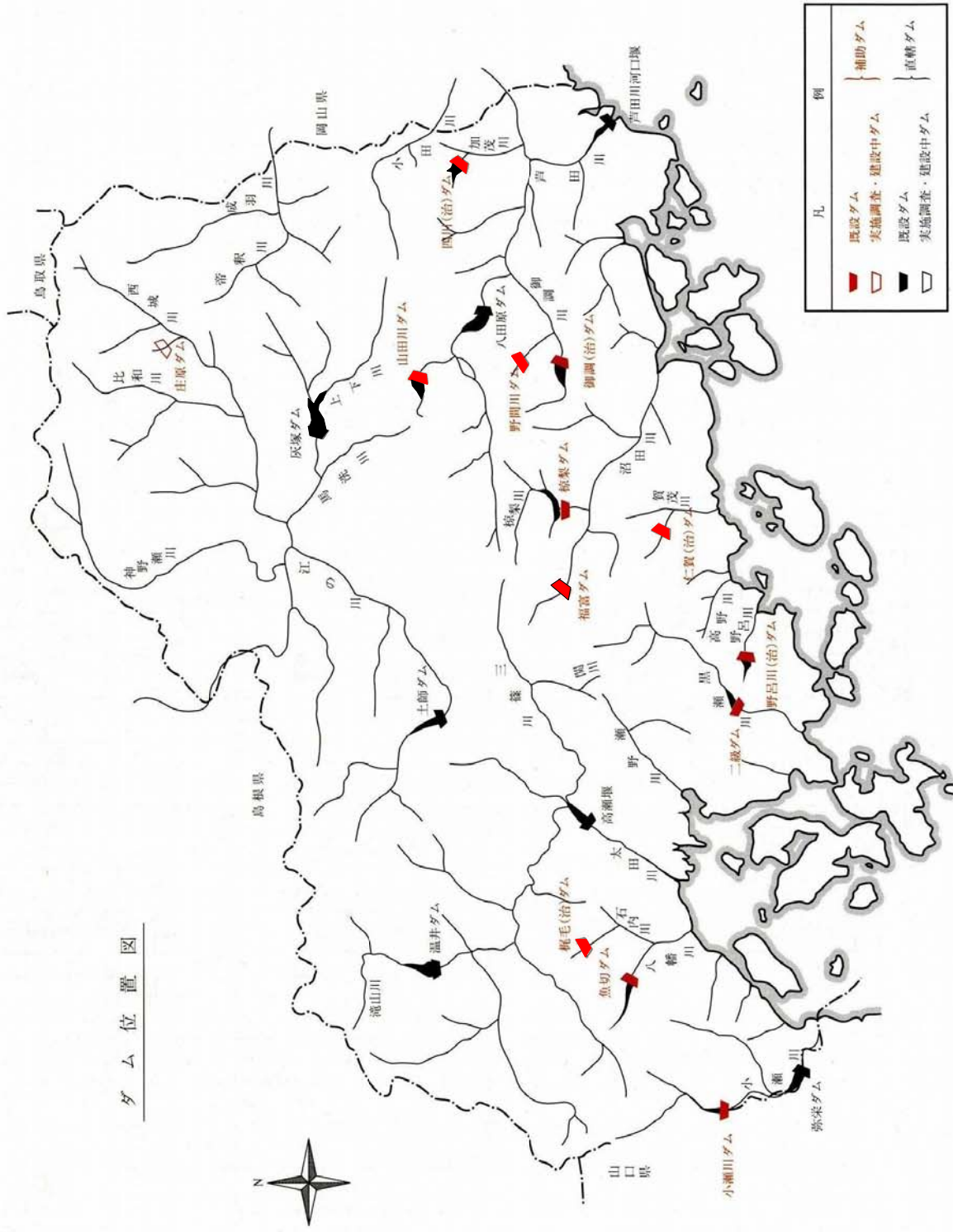
また、既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

広島県のダム（国土交通省所管）

種別	ダム名	事業者	水系及び河川名	位置	目的	型式	ダムの諸元					目的の主な内容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km ²)	総貯水量 (千m ³)	有効貯水量 (千m ³)	洪水調節量 (m ³ /S)	開発水量 (m ³ /日)		
既設ダムのダム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
	棕梨ダム	広島県	沼田川 棕梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
	土師ダム	国土 交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45～S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44～S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
	弥栄ダム	国土 交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
	灰塚ダム	国土 交通省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	5,800
	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	—	S44～S50	2,320
御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900	
四川ダム	〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250	
梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950	
仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200	
建設中のダム	多目的ダム	〃	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H27	6,560

(注) F：治水， I：工水， W：上水， P：発電， A：農水， N：不特定

ダム位置図



凡	例
▲	既設ダム
△	実施調査・建設中ダム
▲	補助ダム
▼	既設ダム
▽	実施調査・建設中ダム
▲	直轄ダム
▼	直轄ダム

9 ダムの整備方針

集中豪雨などの洪水による災害から県民の生命と財産を守り、県土の保全を図るとともに、既得取水の安定化、河川環境の保全や、水道用水を確保するため、現在建設中の多目的ダム（生活貯水池）の早期完成を図る。

このため、庄原ダムの建設を推進する。

10 補助ダム建設事業

庄原ダム（多目的）建設事業（生活貯水池）

事業主体：広島県

事業期間：平成12～平成27年度（予定）

事業箇所：庄原市川西町

概要：重力式コンクリートダム

堤高42.0m、堤頂長118.5m、総貯水量701千m³、有効貯水量638千m³

平成26年度事業内容：ダム本体工事、取水放流設備工事、管理事務所工事、水文調査、諸調査経過及び概要：平成12年4月建設工事着手

平成19年12月 庄原ダム建設事業に伴う損失補償基準確認書調印

区分	事業費（百万円）
総事業費	6,560
平成25年度まで	4,301
平成26年度	1,400

11 水源地域の整備計画

ダム建設により、水源地域の生産機能及び生活環境等に著しい影響が生じることが予想されるが、その影響を緩和するため、県は、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第113号。以下「水特法」という。）に基づき直轄、補助ダムについて、関係市町長の意見を聞き、交通施設、生活環境、産業基盤等の整備計画を作成し、関係住民の生活の安定と福祉の向上に努めている。

○ 平成25年度までの整備計画告示ダム

直轄ダム			補助ダム		
弥栄ダム	水特法適用	S50年11月告示	仁賀ダム	水特法適用	H6年4月告示
八田原ダム	水特法適用	S57年3月告示	福富ダム	水特法適用	H9年4月告示
灰塚ダム	水特法適用	H4年3月告示			

1.2 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則（操作規程）に従ってダムを管理している。

ダム名	完成年月	管理所管	摘要
小瀬川ダム	昭和39年 6月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕梨ダム	昭和44年 3月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野呂川ダム	昭和51年 3月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚切ダム	昭和57年 3月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御調ダム	平成元年 3月	東部建設事務所三原支所	
四川ダム	平成17年 1月	東部建設事務所	
山田川ダム	平成18年 3月	東部建設事務所三原支所	
梶毛ダム	平成20年 6月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福富ダム	平成21年10月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁賀ダム	平成24年 3月	西部建設事務所東広島支所	
野間川ダム	平成25年 6月	東部建設事務所三原支所 (野間川ダム管理事務所)	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

ア 野呂川ダム情報基盤総合整備事業

老朽化の著しい管理設備の改良・更新を実施する。

事業主体：広島県

事業期間：平成25～平成27年度

事業箇所：呉市安浦町中畑

概要：ダム管理用制御処理設備，通信設備，観測設備更新

平成26年度事業内容：ダム管理用制御処理設備工事

区分	事業費（百万円）
総事業費	355
平成26年度	92
平成27年度以降	225

※この内、広島県の事業費は1/2

イ 福富ダム堰堤改良事業

水力エネルギーの適正利用及びダム管理の合理化を図る。

事業主体：広島県

事業期間：平成25～平成27年度

事業箇所：東広島市福富町久芳

概要：ダム管理用水力発電設備設置

平成26年度事業内容：ダム管理用水力発電設備工事

区分	事業費（百万円）
総事業費	413
平成26年度	39
平成27年度以降	278

※この内、広島県の事業費は5.25/10

＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



通常砂防事業（山県郡安芸太田町 市小谷川）

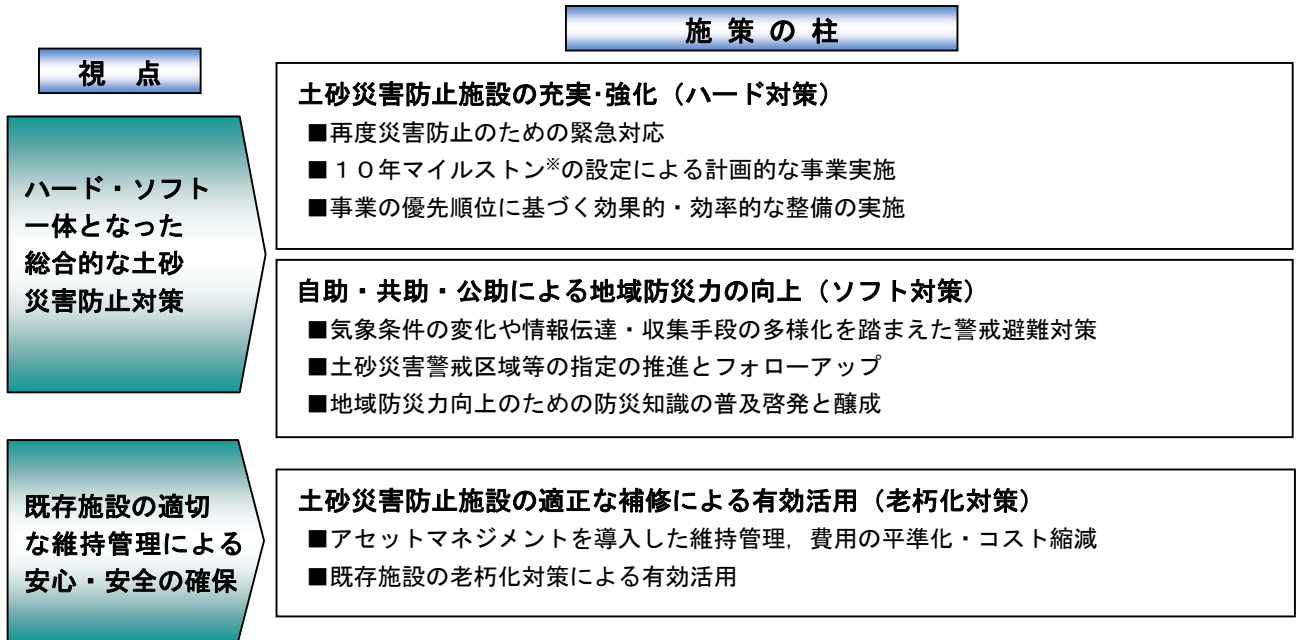
1 砂防事業の概要と整備方針

広島県は、県土の約7割が山地であり、水分を含むと脆弱で崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩が広く分布しているため、長雨や集中豪雨による甚大な土砂災害の被害を何度も受けてきた。

これらの災害を教訓とし、「ひろしま砂防アクションプラン 2014」に沿って、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策の推進を行っていくこととしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン 2014」の概要

① 基本方針



（※ 10年マイルストーン：大規模地震発生や集中豪雨により災害が発生した際に重要な役割を担う、地域の防災拠点及び大規模避難所（小・中学校）を保全する箇所について、10年間を目標に整備を行うこととし集中投資を行う。）

② 計画期間

平成26年度～平成28年度（3年間）

(2) 事業の概要

① ハード対策

(ア) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、県民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に「砂防法」が施行された。

本県には、9,964の土石流危険渓流があるが、このうち県の整備計画に基づき、平成25年度末までに1,862渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因してすべり、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この地すべり対策として昭和33年に「地すべり等防止法」が施行された。

本県には、80の地すべり危険箇所があるが、このうち平成25年度末までに地すべり防止区域として指定済の28箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行された。

本県には、21,943の急傾斜地崩壊危険箇所があるが、このうち平成25年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の2,054箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和60年度から実施されている。

本県には、336の雪崩危険箇所があり、4箇所が整備済みとなっている。

② ソフト対策

土砂災害から国民の生命、身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規宅地開発の抑制等を目的とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進しており、平成25年度末までに14市3町において11,789箇所を指定している。

また、土砂災害への備えや警戒・避難に役立てるため、雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所及び警戒区域等の情報を、インターネットやメール通知サービスにより提供している。

③ 直轄砂防事業

平成13年度から広島西部山系において、国（国土交通省）が事業を実施している。

(3) 区域の概況

(H26.4.1現在)

区分 事務所 (支所)	砂防指定地				地すべり防止区域			急傾斜地崩壊危険区域			土砂災害警戒区域等							
	指定 渓流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	危険 渓流数	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	危険 箇所数	指定 箇所数	指定 面積 (ha)	危険 箇所数	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
											警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西部	487	3,647.1	640.4	3,262	2	20.1	9	558	329.9	5,027	576	457	1,373	1,305	0	0	1,949	1,762
呉 (支所)	275	845.3	219.6	798	0	0	0	746	484.6	2,086	666	539	927	847	0	0	1,593	1,386
廿日市 (支所)	154	778.1	190.7	575	1	52.1	6	135	87.2	1,021	340	298	409	399	2	0	751	697
安芸太田 (支所)	126	1,433.4	232.6	420	3	17.0	11	56	84.5	914	483	403	726	720	0	0	1,209	1,123
東広島 (支所)	192	1,710.1	259.6	916	1	10.0	1	182	183.6	2,865	803	687	959	920	0	0	1,762	1,607
東部	139	3,182.1	187.1	1,227	8	126.3	15	130	100.6	3,068	368	322	860	832	0	0	1,228	1,154
三原 (支所)	246	2,279.0	346.5	1,357	3	25.8	7	188	137.5	3,638	630	513	1,062	1,028	0	0	1,692	1,541
北部	131	717.6	191.6	515	1	5.1	2	34	30.6	1,300	261	237	390	387	0	0	651	624
庄原 (支所)	117	893.3	187.7	894	9	283.1	29	25	30.5	2,024	403	347	551	545	0	0	954	892
計	1,862	15,486.0	2,455.8	9,964	28	539.5	80	2,054	1,469.0	21,943	4,530	3,803	7,257	6,983	2	0	11,789	10,786

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

2 平成 26 年度事業の内容

(単位：千円)

事業名	事業種別	事業内容	予算額	
砂防事業	公	土石流危険渓流のうち 58 渓流について、砂防設備の整備を行う。 ○災害関連対策 荒谷川(広島市, えん堤工) ○災害時要援護者関連施設対策 名免羅川(東広島市, 渓流保全工) ○既存施設を有効活用した砂防対策 郷川(竹原市, えん堤改築工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	1,855,858	
	共	計	1,855,858	
	単	通常砂防事業	荒廃の著しい渓流の小規模流路工事,他事業関連(西部丘陵都市関連,ほ場整備事業関連,工業団地関連)を重点に局部的な砂防設備の整備を行う。	365,000
	独	計	365,000	
		合計		2,220,858
	地すべり・急傾斜地崩壊対策事業	公	(地すべり対策) 地すべり危険箇所のうち4箇所について、防止施設の整備を行う。 ○渓流 女鹿平地区(廿日市市,抑制・抑止工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	66,150
共		(急傾斜地崩壊対策) 急傾斜地崩壊危険箇所のうち 84 箇所について、防止施設の整備を行う。 ○公共関連 筒瀬 248 地区(広島市,擁壁工) ○一般 宮原1丁目 70 地区(呉市,法枠工) 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。	1,762,750	
		計	1,828,900	
単		地すべり対策事業	小規模な排水工事,擁壁工事等の緊急な整備を行う。	10,000
独		急傾斜地崩壊対策事業	市町施行事業に対する工事費の補助	382,483
		計	392,483	
		合計		2,221,383

3 砂防等の維持管理

本県では、現在、砂防法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、平成 25 年度末までに砂防指定地 1,862 溪流及び急傾斜地崩壊危険区域 2,054 箇所を指定しているが、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、区域を明確にするとともに、有害行為の取締り、パトロールの強化及び警戒避難体制の整備等を行っている。また、未指定地の指定の促進や推進に鋭意努力している。

また、砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても、アセットマネジメントの調査結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に実施していく。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修や更新等については、要望のある市町に対し事務を移譲する。

平成 26 年度砂防等維持修繕関係予算

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
砂防維持修繕費	維持補修	砂防設備の補強・補修 除石	453,440
	公物管理等	標識・標柱設置 公物管理（境界杭等）	
急傾斜維持修繕費	維持補修	施設の補修 土砂の除去	199,981
	点検調査	施設の点検調査	
	公物管理等	標識・標柱設置	

第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 福山港一文字地区（福山市）

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は1,128kmで、このうち海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づき597kmが海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域62km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域360km※、農林水産省（水産庁）所管漁港区域83km及び農林水産省（農村振興局）所管区域が96km※である。

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに潤いのある海岸環境を創出するため、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら海岸環境の整備を推進する。

また、平成11年の海岸法改正を受けて、従来の防護に加えて、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の整備、保全及び適正な管理の推進を図るため、広島沿岸海岸保全基本計画を平成14年9月に策定した。

（※ 重複区間を含む。）

(1) 海岸の管理区分

種別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）		海岸保全区域の指定は知事	土木局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農林水産局

(2) 海岸の現況

（単位：km）

所管省庁	海岸線延長	要保全延長	海岸保全区域指定済延長
総 数	1,128.401	733.930	596.511
国 土 交 通 省 （水管理・国土保全局）	302.831	137.051	62.005
〃 （ 港 湾 局 ）	572.550 (4.594)	399.390 (4.594)	360.404 (4.594)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	161.560	106.239	82.852
〃 （ 農 村 振 興 局 ）	96.054 (4.594)	95.844 (4.594)	95.844 (4.594)

（注）平成25年度（版）海岸統計基礎資料による。

（ ）は、港湾局と農村振興局の重複区間で内数である。

2 海岸の整備方針

平成23年度に策定した「ひろしま海岸整備プラン」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

【ひろしま海岸整備プラン】

「ひろしま海岸整備プラン」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」に基づき、計画的に海岸事業を推進するための実施計画である。

計画期間：平成23（2011）年度～平成27（2015）年度（5年間）

投資予定額：概ね120億円

3 平成26年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予 算 額	説 明
公 共	国土 水 管 理 ・ 保 全 局	高 潮 対 策 事 業	139,000	泊海岸(尾道市)など3海岸の護岸工事等
		計	139,000	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業	1,091,000	広島港(広島市)など14港の堤防、 護岸の改良、補強工事等
		海岸堤防等老朽化 対策緊急事業	74,000	福山港(福山市)など2港の護岸の老朽化対 策工事
		国直轄事業負担金 (海岸事業)	272,340	広島港の護岸の改良工事等
		計	1,437,340	
	水 産 庁	高 潮 対 策 事 業	126,000	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など3漁 港の高潮対策工事等
		海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 事 業	105,000	地御前漁港(廿日市市)の護岸の老朽化対策 工事
		計	231,000	
	合	計	1,807,340	

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている597kmの海岸のうち、土木局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局、港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計505kmについて、護岸や防潮扉の計画的な修繕や管理・操作を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域はもとより、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理する。

平成26年度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理・国土保全局) 海岸維持修繕費	海岸保全施設の機能維持	104,184
国土交通省(港湾局) 海岸維持修繕費	〃	759,344
農林水産省(水産庁) 海岸維持修繕費	〃	84,164

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。